

## 第 5 号議案

### 府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の2閲覧事務関係の表2の項中「書類」の次に「又はこれらの書類の画像情報の内容を表示したもの」を加える。

別表の4交付事務関係の表中「4 交付事務関係」を「4 交付事務等関係」に改め、同表に次のように加える。

5	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	符号1件につき 400円
6	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	符号1件につき 700円

別表の4交付事務関係の表に備考として次のように加える。

備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下これらを「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下これらを「戸籍電子証明書等」という。）の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る戸籍電子証明書等の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書等に記載された事項と同一の事項が記載された別表の1証明事務関係の表の5の項に規定する戸籍の謄本等又は同表の6の項に規定する除籍の謄本等の請求を行う場合においては、当該戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料は徴収しない。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

府中市手数料条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新				旧			
別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額				別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額			
1 省 略				1 省 略			
2 閲覧事務関係				2 閲覧事務関係			
番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額	番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略				省 略			
2	戸籍の届書その他受理した書類又はこれらの書類の画像情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	戸籍の届書等閲覧手数料	1件につき 350円	2	戸籍の届書その他受理した書類を閲覧に供する事務	戸籍の届書等閲覧手数料	1件につき 350円
省 略				省 略			
3 省 略				3 省 略			
4 交付事務等関係				4 交付事務関係			
番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額	番号	事 務	名 称	単 位 ・ 金 額
省 略				省 略			
5	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	符号1件につき 400円	(追 加)			

新

旧

6	除籍電子証明書 提供用識別符号 の発行	除籍電子証 明書提供用 識別符号発 行手数料	符号1件につき 700円
---	---------------------------	---------------------------------	--------------

(追 加)
-------

備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下これらを「戸籍電子証明書提供用識別符号等」という。）の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下これらを「戸籍電子証明書等」という。）の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る戸籍電子証明書等の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書等に記載された事項と同一の事項が記載された別表の1 証明事務関係の表の5の項に規定する戸籍の謄本等又は同表の6の項に規定する除籍の謄本等の請求を行う場合においては、当該戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料は徴収しない。

(追 加)

新

旧

5～6 省 略

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

5～6 省 略